

「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」 及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見

一般財団法人情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース
板倉陽一郎, 上原哲太郎, 江口清貴, 菊池浩明, 鈴木正朝, 高木浩光, 丸橋透

2016年8月31日

意見1【規則2条】1号個人識別符号該当性の適合基準を定める規則2条は事業者の意図に左右される規定か

規則2条は、1号個人識別符号に該当するものを定める令1条1号の「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」を受けたものであり、「特定の個人を識別するに足りる」基準を示す規定であるはずのところ、案は、「……定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。」としている。「電子計算機の用に供するために変換」は法で既に規定されたことであるから、法及び令との差分は、「水準が確保されるよう適切な範囲を適切な手法により」のみである。「水準が確保されるよう」は令の「足りるものとして」の言い換えに過ぎないから、実質的に規則が定めたと言い得る基準は「適切な範囲を適切な手法により」の部分のみとなっている。

「適切な」とは誰にとっての適切を言うものなのか。事業者が個人を識別する意図を持って当該情報を取り扱う場合（令1条1号トに当たる指紋認証装置や、同号口に当たる顔識別カメラを用いる場合がこれに該当する。）には、事業者は目的を達成するために「適切な範囲を適切な手法により変換する」必要に迫られるから、この規定は基準としての意味を成し得る。しかし、事業者が個人を識別する意図を持たずに当該情報を取り扱う場合（特に、令1条1号イのDNAを構成する塩基配列を取り扱う事業者は、特定の個人を識別する意図を持たずに取り扱う場合が多いと考えられる。）には、当該事業者は「適切な範囲を適切な手法により変換する」理由がなく、「適切な範囲」も「適切な手法」も当該事業者にとっては定まらないものであるから、基準としての体をなさないことになる。

①このことから、規則2条が基準としての体をなすのは、事業者が個人を識別する意図を持って当該情報を取り扱う場合に限られることになるが、個人情報保護委員会は1号個人識別符号の該当性を事業者の個人を識別する意図の有無によって決定されるものとして想定しているという理解でよいか、確認したい。

②そうではなく、事業者の意図によらない基準であるというのであれば、基準は客観的に定まるものでなければならず、「適切な範囲」「適切な手法」という表現はそれには不適切であるから、別の表現に修文されたい。

③なお、いずれにせよ、「……定める基準は、……ために変換することとする。」との文は、「……ために変換すること」が行為を指しているから、基準を定義する文として国語的に誤りである。別の表現に修文されたい。

意見2【令1条1号ホ】歩容による個人識別は十分な精度がなくても識別を試みている限りは個人識別符号に該当するということが

令1条1号ホは、歩容による個人の識別を想定した規定であるが、現時点において、歩容により個人を識別する技術は、一人ひとりの個人を確実に識別するには十分な精度が得られていないのではないかと考えられる。

十分な精度がなくても、事業者が個人を識別する意図を持って歩容による個人識別を試みる限りは、1号個人識別符号に該当するという趣旨と理解してよいか、確認したい。

意見3【令1条1号ヘ】静脈による個人識別の方法が限定的すぎる

令1条1号ヘは、静脈認証システム等による個人の識別を想定して「手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状」と規定しているが、この規定では、分岐点と端点を用いる以外の方法によるものが該当しないことになる。他の方法も含まれるよう、次のように修文してはどうか。

……静脈の分岐、端点その他の特徴によって定まるその静脈の形状

意見4【令1条2号乃至7号及び8号】2号個人識別符号に商品購入に関し割り当てられた符号が規定されないのは法の趣旨に反する

①令1条は、法2条2項の「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」を受けての規定であるところ、同項2号には、「個人に販売される商品の購入に関し……」が列挙されているにも関わらず、令1条の各号はいずれもこれに該当しない。このような規定は、法が令に委任した趣旨に沿っていないのではないかと考えられる。

②特に、令1条8号は、「その他前各号に準ずるもの」を規則に委任しているが、「前各号」に「個人に販売される商品の購入に関し……」に当たる符号が1つも含まれていないことから、規則によっても「個人に販売される商品の購入に関し……」に当たる符号を規定できない構成になっている。このような規定のまま今後も「個人に販売される商品の購入に関し……」に該当する符号を個人識別符号として定めないとすれば、法が令に委任した趣旨に反するのではないかと考えられる。

意見5【令1条2号乃至7号及び8号】個人識別符号の限定列挙はそれ以外の符号を排除する趣旨か

令1条2号乃至7号は、2号個人識別符号に該当するものを限定列挙していることから、これら以外のものは、法2条2項2号の「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号」に該当するものであっても、いずれも個人識別符号に該当しないことが、今般の改正によって明確化されたものという理解でよいか、確認したい。

意見6【令2条2号】DTC遺伝子検査の結果が要配慮個人情報に含まれていないが含めるべき

- ①令2条2号の「健康診断その他の検査」に、DTC遺伝子検査（Direct-to-Consumer Genetic Testing）は含まないということか。
- ②法が要配慮個人情報の規定を設ける趣旨が、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして」であるならば、DTC遺伝子検査を含めるべきである。

意見7【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件としての「他の情報を加えることなく」の意義が不明確

令3条1項3号は、「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。」と規定しているが、「加える」が何を指しているのかが明確でない。

この規定は、「個人情報データベース等」から除くものとしての要件であるから、「加える」先は「個人情報データベース等」となり得るデータベースと理解できるが、加える情報が、当該データベースに既に含まれている個人情報の本人に関する他の情報のことを指しているのか、それとも、当該データベースに含まれていない他の個人に関する情報のことを指しているのか、あるいはその両方を指すのか、判然としない。この点を明確にすべく修文されたい。

意見8【令3条1項3号】個人情報データベース等から除く要件が不適切であり名簿屋の潜脱行為を許してしまう

- ①令3条1項3号は、改正前の令2条の「次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなく」に相当するものとして置き換えたものと推察されるが、今改正でこのように変更する理由は何か。

②改正前の「編集し、又は加工することなく」に相当する要件が、令3条1項3号の「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているもの」に置き換わっているが、その指す範囲が変わってしまっていないか。変わっているのならどのように変えているのか、その趣旨を明らかにされたい。

③例えば、改正前の規定では、ある個人についての個人情報の内容を、要約したり、評価したりして、その結果の情報に置き換える処理が行われる場合は、「編集し、又は加工」に該当していたが、これが、改正後の「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当するのか、確認したい。該当しないのであれば、該当するように修文する必要がある。

④また、改正前の規定では、データベースから一定の条件で抽出した複数の個人の個人情報を削除する処理が行われる場合は、「編集し、又は加工」に該当していたが、これが、改正後の「生存する個人に関する他の情報を加える」に該当するのか、確認したい。該当しないのであれば、削除によって特定の性質を持つ個人（例えば「夢みる老人」といった）のみを抽出することができ、法の趣旨を潜脱することができてしまうことから、該当するように修文する必要がある。

意見9【令3条1項】 氏名・住所居所・電話番号以外を含むものを個人情報データベース等から除くにはさらなる要件を課すべき

①令3条1項は、個人情報データベース等から除く要件として、改正前の令2条に相当するものとして置き換えたものと推察されるが、改正前令2条では、同条1号の要件により、氏名、住所又は居所、電話番号のみから構成されるものに限って除外していたのに対し、今改正では、それに限らず除外するとしている。その趣旨は何か、明らかにされたい。

②その趣旨は、例えば「タレント名鑑」のように、個人に関する詳細なプロフィールの記載された書籍等がこの除外要件に該当するようにするためとして理解できるが、詳細なプロフィールが本人の同意の下で掲載されて発行されているものは、この除外要件に該当しても妥当と言えるのに対し、本人の同意なくオプトアウト方式で掲載されて発行されるものについては、法2条4項が言う「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」に該当しない恐れが十分にあるのではないか。その点を委員会はどのように考えているのか、明らかにされたい。

③本人同意なくオプトアウト方式で掲載されて発行されたものについては、個人情報データベース等から除くのは、改正前令2条1号の通り、氏名、住所又は居所、電話番号のみから構成されるものに限るべきであり、それ以外の内容から構成されるものについては、本人同意の下で掲載されて発行されている場合に限り、個人情報データベース等から除くものとするべきではないか。

意見10【令6条】匿名加工情報のマニュアル処理情報は想定しがたい上に目次・索引は付されない

①令6条は、法2条10項の「匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」を受けたもので、これは、「個人情報データベース等」の定義におけるいわゆる「マニュアル処理情報」（法2条4項2号）と平行に、匿名加工情報についてのマニュアル処理のデータベースを規定したものであるが、個人情報については、病院のカルテ等、具体的な該当事例が十分に想定されるのに対し、匿名加工情報について、紙で匿名加工情報を作成、編集、管理することは通常考えられないのではないか。どのような具体例を想定し、どのような必要性を理由として規定したものか、明らかにされたい。

②また、従前の規定が、カルテ等のマニュアル処理情報の個人情報データベース等を想定して「目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」としてきたのは妥当であったが、匿名加工情報のデータセットについては、氏名がなく、何で検索するというわけでもなく、目次や索引も付されないと考えられることから、令6条の「目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」に該当するものが想定し難いのではないか。どのような具体例を想定したものか、明らかにされたい。

意見11【令7条1号】目視による取得は要配慮個人情報の取得制限から除外するべきではない

①令7条1号は、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」としているが、目視しただけで取得に当たると解すべきではないところ、この文は、目視しただけで取得に当たるという意味か、確認したい。

②撮影についても、撮影用カメラの視界に入ったこと自体が取得に当たるのではなく、録画装置等を用いて記録して初めて取得に当たり得ると解すべきところ、「撮影することにより、……取得する場合」との文は、取得のためにはそうした録画等が必要であることから、当然に録画等を含めているという意味か、確認したい。

③そうであるとするならば、「目視することにより、……取得する場合」とは、どのような場合を言うのか、明らかにされたい。

④目視による取得の例として、目視して認識した人がメモに書いたり、電子計算機に入力したりすることが考えられるが、このような場合を、要配慮個人情報の取得制限から除外する必要性は何か、明らかにされたい。

⑤個人情報保護委員会の資料「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」では、本号例外を設ける趣旨が、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に

写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」とされており、機械による自動取得を例外とする趣旨と推察されるが、目視による取得では、人が手作業をしない限り取得に至らないのであるから、「事業者の負担を勘案する」必要性はなく、これを除外するのは失当ではないか。

意見12【令7条1号】「外形上明らかな要配慮個人情報」の取得を取得制限から除外するのは散在個人情報としての取得に限るべき

令7条1号は、「本人を……撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」を、法17条2項の「あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。」の例外とする規定であり、その趣旨は、個人情報保護委員会の平成28年6月3日付資料「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」によれば、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」とされている。

確かに、個人情報保護法のこれまでの運用では、防犯カメラ等により録画された映像中に顔画像があれば、個人情報に該当するものとして、15条から18条までの義務がかかる（その一方で、顔の自動識別を行わず、単に録画するだけであれば、個人データに該当せず、19条以降の義務は適用されないという、防犯カメラの適正運用のための規制と言うには中途半端な規律となっていたが。）とされてきたことから、「ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合」は、要配慮個人情報の取得に当たることになる。しかし、顔の自動識別を行わず単に録画するだけであれば、個人データの取得には当たらず、散在個人情報としての要配慮個人情報（散在要配慮個人情報）の取得にすぎない。

本来、個人情報保護法の目的は、世界各国のデータ保護法制と共通するように、個人情報がコンピュータ処理されることによりもたらされ得る個人の権利利益侵害の未然防止にあるはずである。要配慮個人情報について規制を強める趣旨が、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」（法2条3項）からであるなら、要配慮個人情報がデータベース化されて「要配慮個人データ」となり、自動処理されることによって生じ得る本人の不利益こそが、未然防止すべき、法の主たる目的であるはずではないか。

それにもかかわらず、本号は、散在要配慮個人情報の取得のみならず、要配慮個人データとして取得すること（個人データとして要配慮個人情報を取得すること）まで、例外としており、取得を制限しないことになってしまっている。

本号を法17条2項の例外に加えた趣旨が、「映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの」であるならば、例外とするのは、散在個人情報としての取得に限るべきである。

昨今の情報技術では、映り込んだ映像から顔識別と身体的特徴の自動認識を行い、特定の身体的特徴の人物をデータベース化することが可能となっているのであるから、「外形上明らかな要配慮個人情報」の個人データとしての取得は、法17条2項の例外として認めるべきではない。

意見13【規則7条1項2号】 オプトアウト方式における「本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法」とは如何なるものか

規則7条1項2号は、法23条2項の規定によりオプトアウト方式で個人データの提供を行う事業者に対して、「あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことについて、「本人が法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること」を求めているが、「確実に認識できる」とは如何なる場合を言うものか。

①例えば、Webの行動ターゲティング広告におけるオプトアウトのように、広告自身や広告の貼られたWebサイトのように本人との接点のある場所において表示すれば、この要件を満たすものとして理解してよいか。

②逆に、例えば、いわゆる名簿屋による名簿販売のように、本人が自分の情報が含まれている名簿がどの名簿屋にあるのか知りえないような、本人との接点なく個人情報が収集され提供される場合には、この要件を満たさないものとして理解してよいか。

意見14【規則11条】 我が国と同等水準にあると認められる外国は施行規則で定めなくてよいのか

法24条は、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」として、該当する外国の規定を委員会規則に委任しているが、規則11条は、法24条の別の委任部分のみを受けており、今回の施行規則案にこの部分を受ける規定がない。施行規則とは別の委員会規則で定めることが予定されていると理解してよいか。

意見15【規則11条1号及び2号】 国際的な枠組みに基づく認定が対象とする情報の取扱いが個人情報ではなく個人データの取扱いではないのか

規則11条1号には、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により……」との文があるが、前半の「個人データの提供を受ける者」については、「個人データの提供」で一つの句であるから、提供する者において個人データに該当するものを対向的に受ける場合として理解できる。しかし、続く「当該提供を受ける者にお

る当該個人データの取扱い」については、提供を受けた者において、当該情報が個人データに該当するかが問題となる。

①この規定は、提供を受けた者において、当該情報を個人データとして取り扱う（個人情報データベース等を構成する個人情報として取り扱う）場合に限って「適切かつ合理的な方法により……措置の実施が確保されていること」を求める趣旨と理解してよいか。すなわち、提供を受けた者が、個人データでない個人情報（以下、「散在個人情報」と言う。）として取り扱う場合についての「適切かつ合理的な方法により……措置の実施」を求めるものではないという理解でよいか、確認したい。

②他方、同条2号では、「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」とあり、こちらでは、「個人データの取扱いに係る国際的な枠組み」ではなく、「個人情報の取扱い……」となっている。この規定は、散在個人情報の取扱いも含めた「国際的な枠組みに基づく認定」を受けていることを求める趣旨と理解してよいか、確認したい。

③もしそうであるならば、散在個人情報は、法2条4項2号のいわゆる「マニュアル処理情報」に当たらない紙の情報も含むので、そうした紙の情報の取扱いについてまで対象とした「国際的な枠組みに基づく認定」を求めることになるが、それに該当する「国際的な枠組み」は世界に存在するのか、存在するとすればどこにあるのか、確認したい。

④もしそのような「国際的な枠組み」が存在しないのであれば、本号のこの部分は、「個人データの取扱いに係る国際的な枠組み」と修文するべきではないか。

意見16【規則12条乃至18条】個人データ第三者提供時の確認記録義務の目的は名簿屋対策という理解でよいか

規則12条乃至18条は、法25条及び26条の個人データ第三者提供時の確認記録義務に係る規定であるが、そもそもこれらの規定の趣旨は何か。個人情報保護委員会の平成28年3月29日付資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」には、「名簿屋対策を目的とするトレーサビリティの規定」との記載があり、同資料の最終ページ「<参考>対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方」には、「名簿屋等に対する厳格なトレーサビリティの適用」との記載がある。このことから、これらの規定の趣旨は、「名簿屋対策を目的とする」ものと理解して差し支えないか、確認したい。

意見17【規則12条2項】「確実にであると見込まれるとき」は事業者の意図の有無によって判断されるのか

規則12条2項は、但し書で、「記録は、一括して作成することができる。」とする条件として、「継続的に若しくは反復して提供したとき」に加え、「継続的に若しくは反

復して提供することが確実であると見込まれるとき」も認めているが、「確実であると見込まれる」はどのようにして判断するのか。

①当該事業者の意図として「確実であると見込まれる」ときにこれに当たると理解してよいか、確認したい。

②また、「確実であると見込まれる」前の段階で、「継続的に若しくは反復して提供したとき」に一括して作成することが認められているが、これは、一定程度時間が経過した後に過去の分について一括して作成することを認めているという理解でよいか。

③その場合、どの程度の期間、記録を先延ばしにすることが認められるのか、確認したい。

意見18【規則13条1項1号ハ】氏名を含まない個人データについて記録作成義務で記録すべき本人を特定するに足りる事項とは何か

①規則13条1項1号ハは、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」の記録を求めているが、提供する情報の個人情報該当性が、当該情報が個人識別符号を含むことによってのみ該当することとなるものである場合、同号ハは、個人識別符号を記録することを求めるものということか、確認したい。

②その場合、該当する個人識別符号が、令1条1号イのDNA塩基配列である場合には、DNA塩基配列を記録しなければならないこととなるのか、確認したい。

③提供元では、元データを保有している限りにおいては、提供する個人データ（「当該個人データ」）に氏名を含まない場合でも、元データが氏名を含んでいる場合があり、その場合には、当該本人の氏名等を記録することもできると考えられるが、本号ハは、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の……」とあることから、提供するデータ中の情報を用いて記録事項を用意しなければならないようにも読めるが、これはそのような趣旨の規定か、確認したい。

④そうではなく、「当該個人データによって識別される本人」で一つの句であるから、そのような本人についての、当該個人データ以外の情報（元データ内の氏名等）を用いて記録を作成することも本号ハは認めているものと理解してよいか、確認したい。

⑤あるいは、提供元においては、元データを保有していることを前提に、記録事項には、元データと連結する符号を記録する方法も、本号ハは認めているものと理解してよいか、確認したい。

意見19【規則14条】第三者提供に係る記録の保存期間が1年と3年に区別されている理由は何か

規則14条は、1号では1年、2号及び3号では3年と定めているが、このように期限を区別した理由は何か、明らかにされたい。

意見20【規則17条1項各号】「個人情報取扱事業者が法第23条第2項の規定により提供を受けた場合」は国語的に誤り

①規則17条1項1号に、「個人情報取扱事業者が法第23条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合」とあるが、この「個人情報取扱事業者」は、この文中の「個人データの提供を受けた」者のことを指しているのか、それとも、「法第23条第2項の規定」による提供者のことを指しているのか。国語的には前者で読むのが自然であろうが、そうすると、「法第23条第2項の規定により」の主体が誰なのかが不明な文（提供を受ける者に法第23条第2項の規定が適用されるわけではないので）となる。適切に修正されたい。同項2号についても同様である。また、1号では「規定により」とあるのに、2号では「規定による」とあり、表記が揺れている。意図して区別したものでないならば修正されたい。例えば以下のようにしてはどうか。

- 一 個人情報取扱事業者が第三者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合
- 二 個人情報取扱事業者が第三者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合

②規則17条1項各号は、1号及び2号では「個人情報取扱事業者が……提供を受けた場合」としているのに対し、3号では「第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から……提供を受けた場合」としており、このように区別している理由は何か。3号の趣旨が、個人等から提供を受けた場合を想定しての規定であることは承知しているが、このように区別して書かれている理由が見えない。もしかして、前記①の点は、前者ではなく後者の理解が正しいのか。であれば、各号は以下のように修正するのが最も自然ではないか。

- 一 個人情報取扱事業者に該当する第三者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合
- 二 個人情報取扱事業者に該当する第三者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合
- 三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合

意見21【規則17条1項1号八及び二】提供を受けた情報を散在個人情報としてのみ保有する場合の記録項目は何か

①規則17条1項1号は、イにおいて「個人データの提供を受けた年月日」としており、この部分については、「個人データの提供を受けた」であるから、個人データ該当性は提供元において個人データであるか否かで判断され、問題とならないが、同号八には「当該個人データによって識別される」と、同号二には「当該個人データの項目」との記述がある。これらは、提供を受けた者において「個人データ」に該当するものを指す趣旨か、確認したい。

②そうであるならば、提供を受けた者が、当該情報を個人情報データベース等を構成する個人情報とせず、散在個人情報として保有するに過ぎなかった場合には、当該情報は「個人データ」に該当しないものとなるが、その場合、八及び二の事項としては何を記録すればよいのか。

③こうした矛盾を回避するには、次のように修文すればよいのではないか。

八 提供を受けた情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

二 提供を受けた情報の項目

意見22【規則17条1項1号八】提供を受けた情報が個人情報に該当しない場合の記録項目は何か
--

規則17条1項1号八は、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」の記録を求めているが、提供元において個人データに該当する情報の提供を受けても、提供を受けた者においては個人情報に該当しない情報となっている場合がある。例として、鉄道の乗降履歴を氏名のみ削除した形で提供を受ける場合、大抵の場合に「個人データの提供を受ける」に該当するが、提供を受けた者にとっては、大抵の場合に個人情報に該当しない。

①この場合には、提供を受けた者が「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録することは（追加の情報を得ない限り）不可能であるが、この場合にはどのような記録を行えばよいのか。

②これに関連して、個人情報保護委員会の平成28年7月29日付資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」には、「【対応案⑥】受領者にとって個人データに該当しなければ、確認・記録は不要とする。」との記載があるが、その具体例には「事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合。」と書かれており、個人情報であっても個人データとして取得するのでなければ、法26条の義務を課さないことにするという意味と捉えられるが、これをさらに進めて、上記のように、提供元で個人データの提供に当たるが、提供を受けた者にとってはそれが個人情報ですらない場合についても、同様に法26条の義務を課さないことにする趣旨であると理解してよいか、確認したい。

③そうである場合、鉄道の乗降履歴等の提供を受けた者が、さらに他の事業者にそれを提供する場合には、トレーサビリティは確保されないことになるが、それでよいのか。上記の資料に記載の「名刺1枚」の例では、受領者がデータベース化しないことから、トレーサビリティを続けて確保する必要がないのに対し、鉄道の乗降履歴等の提供を受けた者が、さらに他の事業者にそれを提供する場合には、データベースとして提供するのであるから、トレーサビリティ確保の制度趣旨からして、目的が達成されないことになるのではないか。

意見23【規則19条】匿名加工情報の作成基準の規則19条は各号の全てを満たすことを求めるものか

規則19条は、「法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。」として、各号はそれぞれ「……すること。」と規定しているが、これは、各号のすべての要求を満たすという意味なのか、それとも、各号のいずれかの要求を満たすという意味なのか、どちらでもない何らかの基準なのか、明らかにされたい。

意見24【規則19条3号】匿名加工情報の作成基準において削除又は置き換えるべき「連結する符号」とは何か

①規則19条3号は、「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号」に対する削除又は置き換えの措置を求めているところ、1つ目の括弧書きで、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。」としているが、これは、「現に連結する」ものに限るという意味なのか、それとも、「相互に連結するものに限る」という意味なのか、明らかにされたい。

②3号には単に「連結する」とのフレーズが2回、「相互に連結する」とのフレーズが1回出現するが、これらは別の意味なのかそれとも同じ意味なのか。同じ意味であるならば、誤解が生じないように、どちらかに統一して修文されたい。

③なお、「相互に連結する」に該当しないが単なる「連結する」には該当するような連結形態が存在するのかについて注意を要する。すなわち、「片方向に連結する」との概念が意味を成すのかである。暗号論的ハッシュ関数などの一方向性関数を用いて、元の個人情報と「措置を講じて得られる情報」とを対応づけることが一般的に行われているが、このことを指して「片方向に連結する」に当たると理解されることが想定される。しかし、「措置を講ずる」事業者においては、用いたハッシュ関数の情報（アルゴリズム及び、鍵付きハッシュ関数の場合にはその秘密鍵）を知っていることから、元の個人情報の全てについて演算することにより、「措置を講じて得られる情報」から元の個人情報へと対応づけることも可能であるから、当該事業者においては、「相互に連結する」ことも「片方向に連結する」ことも実質的に同等である。3号は、そのような意味で、

「相互に連結する」と「片方向に連結する」とを区別せず、どちらも削除又は置き換えるべき対象として除外していないと理解してよいか、確認したい。

④上記の①について、「現に連結する符号に限る」とはどのような意味か。過去の時点において連結する符号であったものを、そのまま「措置を講じて得られる情報」の中に残しておいた場合において、対応表（鍵付きハッシュ関数を用いた変換による連結においてはその秘密鍵）を廃棄したことによって現時点では連結しない状態になった場合における、当該符号を除外する意味として理解してよいか、確認したい。

意見25【規則19条5号】「個人情報に含まれる記述等と他の個人情報に含まれる記述等との差異」との文はどう読めばよいか

規則19条5号には、「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異」とあるが、若干国語的に読解が難しい。「他の個人情報に含まれる記述等」の部分が、当該個人情報に含まれる「他の記述等」とも読めてしまうことが原因と思われる。この文は、「個人情報Aに含まれる記述等」と、それ以外の個人情報である「個人情報B、C、D、……それぞれに含まれる記述等」との差異を述べているものと理解したが、それでよいか。

すなわち、複数の個人情報（個人情報A、個人情報B、個人情報C、個人情報D、……）で構成される個人情報ファイル（データセット）があるとき、本号の「個人情報に含まれる記述等」と「他の個人情報に含まれる記述等」との差異というのは、個人情報Aの内容を、同じデータセット中にある個人情報B、個人情報C、個人情報D……それぞれの内容と比較したときの差異という意味と理解してよいか、確認したい。

意見26【規則19条5号】「差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とは何を指しているのか

規則19条5号は、「……差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。」としているが、「性質を勘案し」というのがどのようなことを指しているのかがはっきりしない。

本号は、一つの個人情報を匿名加工情報として加工するに際し、元のデータセット中の要素となっている各個人情報との対比によって「性質を勘案」せよとしているようであるから、これは、いわゆるk-匿名化や、差分プライバシーに基づくサンプリング及びノイズの付加といった手法が想定されたものと推察されるが、この理解でよいか、確認したい。

意見27【規則19条5号】 差異を勘案すべき他の個人情報の一つのデータセットを対象とすれば足りるのかそれとも事業者が保有する全個人データを対象としなければならないのか

規則19条5号は、「個人情報に含まれる記述等」と「他の個人情報に含まれる記述等」との差異その他の性質を勘案せよとしているところ、差異を勘案すべき「他の個人情報」を、「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する」ものと規定している。ここで、「個人情報データベース等」が何を指すのかが問題となる。

個人情報保護法における「個人情報データベース等」は、行政機関個人情報保護法（行個法）における「個人情報ファイル」とは異なる概念である。行個法の「個人情報ファイル」が、「一定の事務の目的を達成するために……ことができるように体系的に構成したもの」と定義され、行個法10条でファイルごとに名称と利用目的の管理が求められているように、用途ごとに一つのファイルとして観念されるものであるのに対し、個人情報保護法の「個人情報データベース等」は、定義に「一定の事務の目的を達成するために……」との要件がなく、用途ごとの管理が求められないものであり、「データベースの単位については、……通例は事業者が単位となり、……1つのシステムとしてとらえられることとなる。」（園部逸夫編 個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、改訂版、2005年）51頁）とされている。

この理解からすれば、本号が「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報」との対比を求めているのは、当該個人情報取扱事業者が保有する全個人データとの対比を求めていることになるのではないか。しかしそれは現実的ではない。

匿名加工情報の制度趣旨からすれば、本来、行個法の「個人情報ファイル」のように、一定の事業の目的のためにファイル化されたデータセットを基に、それぞれの要素データを加工することが想定されていたはずであり、当該データセット以外の事業者内個人データとの対比は求められていないはずではないか。本号の規定も、「個人情報ファイル」といった用語を用いて規定すべきだったと考えるが、個人情報保護法にない概念であることから、簡単にはそうすることはできなかつたものと推察する。

そうであれば、ガイドラインやQ&Aにおいて、本号の趣旨が、事業者内の全個人データとの対比を求めるものではなく、一定のデータセットを対象として対比を求めるものであることを、明らかにされたい。

以上